

富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査
業務委託仕様書

令和6年9月

富山県危機管理局
防災・危機管理課

本仕様書は、富山県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して行う、「富山県地震被害想定・津波シミュレーション調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用し、本業務の作業方法、成果品の仕様及び提出方法等について定めるものである。

本仕様書に特に定めのない事項については、契約書及び関係法令等に基づき実施しなければならない。

第1章 総則

1 業務目的

令和6年能登半島地震では、国の調査が進んでいなかった海域活断層が震源となり、複数の断層が同時に活動する連動型地震が発生し、甚大な被害をもたらした。

今回は、今後起こり得る地震や津波が想定外のものとならないよう、考えられる最大のリスクを想定するため、国による長期評価を基本としながらも、地震学の枠組みの範囲内で最悪と思われる地震被害想定・津波シミュレーション調査を実施する。

2 業務の前提

本業務の前提は次のとおりとする。

ただし、富山県防災会議地震対策部会（以下「部会」という。）及び地震・津波調査検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）の意見を踏まえ、各項目の内容を見直すことがある。

（1）想定地震

地震被害想定及び津波シミュレーションの対象断層（ケース）は、本県に大きな被害を及ぼすおそれがある、地震12ケースと津波3ケースとする。

なお、具体的な対象ケース等については「第2章 業務内容」において示す。

（2）想定範囲

本業務に係る想定範囲は、富山県内とする。

（3）被害想定単位

地震動については250mメッシュ、津波浸水予測については10mメッシュを基本とする。

（4）想定シーン

最悪の被害発生を想定し、複数の季節・時間帯を設定して被害想定を行うものとする。

（5）想定資料及び結果データ

本業務を行う上で基礎資料となる県内の自然条件や社会条件のデータについては最新の資料を用いるものとする。

3 調査の実施体制及び方法

- (1) 本業務は、原則として本仕様書に基づき実施するものとするが、乙は、甲の指示を受け、資料の収集・整理、予測計算、その他の作業を追加実施又は中止するものとする。
- (2) 本業務の着手にあたっては、業務の円滑な実施を図るため、乙は、既存の調査研究成果や最近の地震被害想定調査における予測計算手法等を十分に把握した上で、実施方針や工程等の検討を行うとともに、綿密な実施計画を策定するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたって必要となる資料の収集や使用については、原則として乙の責任において関係者と交渉し、使用の承諾等を得るものとする。
- (4) 乙は、本業務の契約期間満了後においても、甲が本業務に関する内容の説明や関係資料等の提供を求めた場合には、可能な限り協力するものとする。

4 履行期間

調査期間は、契約締結の日から令和8年7月31日までとする。

5 業務管理

乙は、本業務の実施にあたり、適切な業務管理を行うとともに、適宜甲に作業進捗状況を報告するものとする。

6 注意事項

本業務の実施にあたっては、下記事項に留意するものとする。

- (1) 本業務の実施にあたり必要な経費の一切は、乙がこれを負担する。
- (2) 乙は、本仕様書による調査の遂行が困難となった場合には、直ちに書面をもって甲に申し出を行い、その指示に従う。

7 必要書類の提出

乙は、委託契約締結後、本業務に着手する前に甲と十分な打合せを行い、次の書類を甲に提出し、承諾を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者の届出書（経歴書を含む）
- (3) 業務工程表
- (4) その他必要な書類

8 法令遵守等

本業務の実施期間を通じ、乙は、関係法令を遵守することはもとより、甲と常に密接な連絡をとり、適正に業務を遂行するよう努めるものとする。

9 疑義の協議

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は甲乙協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

10 貸与資料

甲より貸与される資料等について、乙は、その重要性を認識したうえで破損、紛失等のないよう慎重に取扱い、使用後は速やかに甲に返却するものとする。

11 協議・打合せ

乙は、本業務の内容及び甲の意図を十分に理解し、手戻りの生じないように留意するとともに、必要に応じ甲と協議・打合せを行い、その議事録を作成し、協議・打合せ参加者の確認を得るものとする。

12 完了検査

乙は、本業務の完了後、定められた形式の成果品を速やかに提出し、甲の検査を受けるものとし、検査合格により業務の完了とする。

なお、成果品について甲より補足・修正の指示があった場合は、速やかに補足・修正を行い、甲の再検査を受けるものとする。

13 業務終了後の協力

乙は、本業務終了後においても、その内容や成果品について甲から照会があった場合又は第三者への技術的説明の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

14 交渉

乙は、本業務を実施するにあたり、関係官庁及び関係団体と交渉を要する時又は交渉を受けた時は、遅滞なくその内容を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

15 損害賠償

乙は、本業務実施中に、甲及び第三者に損害を与えた場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに甲にその状況を報告するものとし、損害賠償等が生じた場合は、乙において一切の処理を行うものとする。

16 瑕疵担保

乙は、本業務終了後であっても、乙の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、甲の指示により、必要な補足・修正を乙の負担により行うものとする。

17 情報の保護

乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに他に利用してはならない。

第2章 業務内容

本業務の業務内容は、下記に記載の内容を基本とし、WGでの検討状況を踏まえた甲の指示により決定する。

1 計画準備

業務の実施に先立ち、業務の趣旨、目的等を十分に理解したうえで、業務実施に当たっての方針及び作業工程を検討し、業務計画書及び作業工程案を立案・作成し、甲の承諾を得るものとする。

2 地震被害想定手法の検討及びデータ・資料の収集整理

- (1) 本業務で採用する被害想定手法は、内閣府(中央防災会議)における首都直下地震、南海トラフ地震、中部圏近畿圏直下地震等の被害想定手法及び既往の他都道府県による地震被害想定調査の手法を参考に検討するものとする。特に、現在、国において検討中の「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」等の最新の知見を加味した想定を行うものとする。
- (2) 内閣府(中央防災会議)や国土交通省、関連学会等による東北地方太平洋沖地震や令和6年能登半島地震等、近年国内で発生した地震災害に関する検討状況や最新の知見を踏まえた内容にするものとする。
- (3) 原則、市町村ごとに定量化した想定を行うものとする。
- (4) 定量化できない想定にあっては、兵庫県南部地震、東北地方太平洋沖地震、熊本地震、大阪府北部地震、北海道胆振東部地震及び令和6年能登半島地震など近年国内で発生した地震の被害状況等を踏まえた地震対策における課題や教訓、被害の様相等について、本県における災害予防対策、災害応急対策等の検討にあたり必要な事項を定性的な内容により記載するものとする。
- (5) 本業務を実施するための基礎資料となる県内の地質データや急傾斜地崩壊危険箇所等の自然条件、建物の現況(構造、建築年代、階数等)、インフラデータ、人口・世帯数の現況等の社会条件等について、最新の資料を収集・整理して把握するものとする。

3 地震動計算等

地震動予測の手法について、基本的には地震調査研究推進本部地震調査委員会による「震源断層を特定した地震の強震動予測手法(レシピ)」を用いることを基本とする。

(1) 対象とする地震

対象ケースは、以下12ケースを予定するが、部会の指導及び助言に応じ、追加実施又は中止するものとする。

- ① 呉羽山断層帯
- ② 跡津川断層帯
- ③ 邑知潟断層帯

- ④森本・富樫断層帯
- ⑤七尾湾東方断層帯＋飯田海脚南縁断層＋高岡断層＋法林寺断層
- ⑥魚津沖断層＋上越沖断層帯（親不知沖区間）＋糸魚川沖の断層
- ⑦砺波平野断層帯東部＋射水断層
- ⑧牛首断層帯＋早乙女岳断層
- ⑨庄川断層帯
- ⑩能登半島地震の震源断層
- ⑪糸魚川－静岡構造線断層帯
- ⑫南海トラフ地震

（２）地盤モデルの設定

地震本部で公開されている「全国地震動予測地図」の作成に用いた深部地盤モデル及び浅部地盤の微地形区分・地盤増幅度データを収集する。

また、中央防災会議、内閣府等から公開されている最新の地盤モデルデータを収集するものとする。

（３）地震動予測計算

工学的基盤から表層地盤について、今回設定するメッシュ単位に増幅特性を考慮し、地表の地震動を予測する。

（４）液状化の計算

内閣府中央防災会議の南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）や国土交通省の液状化対策技術検討会議などの検討結果に準拠した手法を用い、地震動継続時間の効果を取り入れて液状化の規模を予測する。

（５）急傾斜地崩壊の計算

急傾斜地崩壊危険個所調査等をもとに、地震動を考慮して各箇所の地震土砂災害危険性をランク分け（危険度ランク：A～C）により相対評価する。

なお、対策工実施済みの場合は危険度ランクCとする。

（６）地すべりの計算

地震時・地震後の地すべり危険度について、既往調査の危険度、対策工の有無、想定震度からランク分け（危険度ランク：A～C）により相対評価する。

4 津波浸水想定

原則、国土交通省等が取りまとめる「津波浸水想定の設定の手引き」（以下「手引き」という。）に基づき実施することとし、対象とする津波は、同手引きの考え方に沿うこと。

なお、津波浸水想定図の作成にあたっては、想定を行う時点における海岸・河川堤防等の耐震性等を踏まえたものと、県が計画している堤防等の耐震工事等の完了後のものの2パターンで作成する。

(1) 対象とする地震

対象ケースは、以下3ケースを予定するが、部会の指導及び助言に応じ、追加実施又は中止するものとする。

- ①七尾湾東方断層帯＋飯田海脚南縁断層＋高岡断層＋法林寺断層
- ②魚津沖断層＋上越沖断層帯（親不知沖区間）＋糸魚川沖の断層
- ③邑知潟断層帯

(2) 最大クラスの津波の設定

①沿岸での津波の高さの整理

(1)の①②③の3ケースについて、断層モデル及び沿岸での津波の高さの整理を行う。

②最大クラスの津波の設定

「手引き」に準拠し、津波痕跡資料及び沿岸での津波高さの整理結果に基づき、地域海岸を設定し、地域海岸毎に最大クラスの津波の設定を行う。設定にあたっては、「手引き」に示されている最大クラスの津波の設定をするためのグラフを、地域海岸毎に作成するものとする。

(3) 地形モデルの作成

収集整理した既存資料等を基に、水深データ、標高データ、粗度係数データ、航空レーザー測量データ、海岸保全施設等の構造物データ等、津波シミュレーションに必要な地形データを作成するものとする。

対象範囲は、震源から富山県沿岸及び津波による浸水の影響がある陸域までを含むものとし、メッシュサイズは、富山県沿岸及び浸水の影響がある陸域全域を最小メッシュの10mで作成する。

なお、地形モデルの作成にあたっては、「手引き」に準拠した構造物の取扱いができるように、コンクリート構造物と盛土構造物を区別できるようなデータ作成を行うこととする。

(4) 計算条件の設定

計算条件として、津波の初期水位（断層モデル）の設定及び潮位の設定を行う。

なお、地震調査研究推進本部による「波源断層を特性化した津波の予測手法（津波レシピ）」を元に初期水位を算定するものとする。

設定する潮位は朔望平均満潮位を基本とし、隣県での設定状況との整合性を図るものとする。

(5) 津波シミュレーション計算

(2) で設定した最大クラスの津波の各断層モデルについて、「手引き」に準拠し、計算パラメータの設定を行い、海底での摩擦及び移流項を考慮した非線形長波理論による津波浸水シミュレーション計算を実施する。

(6) 計算結果の解析

(5) で実施した各断層モデルでの計算結果について、下記の事項について解析を行う。

- ・浸水域での最大浸水深
- ・浸水域での浸水開始時間
- ・沿岸での最大津波高（最高津波水位）
- ・沿岸での津波到達時間
- ・浸水域での比エネルギー最大時のフルード数
- ・浸水域での基準水位
- ・浸水域での最大流速
- ・代表点での水位の時間変化

(7) 公表資料の作成

公表資料として、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定図（設定に必要な調査の対象とする断層は、甲により指定する。）及びその解説を作成する。津波浸水想定図作成にあたっては、各断層モデルでの計算結果を重ね合わせ、各計算メッシュで最大となる浸水深を用いる。基準水位、比エネルギー最大時のフルード数、沿岸での津波到達時間についても同様の扱いとする。

また、解説には、対象地震の設定、主な計算条件、選定した津波断層モデル等を記載する。

公表資料については、公表前に国土交通省に提示し、了承を得るものとする。

(8) 関係機関との協議用資料作成

関係機関との協議等に用いる以下の資料を作成する。

- ・国との協議資料（国土交通省との協議用として3回程度を想定）
- ・市町への説明資料（市町への説明会で配布する資料）
- ・公表前に提示した津波浸水想定図に対する関係機関（国、県、市町）からの意見の整理（回答案を含む。）

(9) 津波による被害想定

(6) で実施した各ケースの解析結果を用い、建物被害及び人的被害を推計する。

(10) 津波防止対策を推進した場合の人的被害の軽減効果の推計

(9)で推計した人的被害に対し、今後富山県における津波防災対策を推進した場合の人的被害の軽減効果を推計するとともに、地震防災対策特別措置法第1条の2に規定する実施目標を策定するための基礎資料を作成する。

5 地震による被害想定

次の項目について、原則、市町村ごとに定量化した想定を行う。

定量化できない想定にあつては、本県における災害予防対策、災害応急対策等の検討に当たり必要な事項を定性的に評価する。

また、南海トラフ巨大地震については、次の項目に追加して、西日本太平洋沿岸地域の道路の寸断による全国的な物流・人流の停滞等の富山への影響を、定量・又は定性的に評価する。

なお、人的被害等を軽減するための取組及びその効果を提案する。

- (1) 建物・物的被害
 - 1.1 揺れによる被害
 - 1.2 液状化による被害（全壊・半壊棟数）
 - 1.3 急傾斜地崩壊による被害
 - 1.4 地震火災による被害
 - 1.5 ブロック塀の転倒による被害
 - 1.6 自動販売機等の転倒による被害
 - 1.7 屋外落下物の発生
 - 1.8 宅地の液状化被害（宅地面積に対する液状化面積の割合）

建物を構造別（木造、非木造）、建築年次別、階数別に分類して取り扱う。

予測は、揺れ、液状化、急傾斜地崩壊などの土砂災害、火災による被害に分けて行い、被害は、全壊棟数、半壊（大規模半壊・中規模半壊・半壊）棟数の予測を行うものとする。このほか、ブロック塀や自動販売機等の転倒・屋外落下物の発生件数についても予測を行うものとする。

液状化による被害については、全壊棟数、半壊棟数の予測を行うことに加え、宅地面積に対する液状化面積の割合も予測することとする。

なお、揺れによる被害については、豪雪地帯という県内の気象状況を考慮し、積雪の影響の有無別に行う。

また、地震火災については、地震発生後に発生する火災（出火）とそれを消し止められずに延焼に至る2通りの火災を想定するものとする。火災の焼失棟数については、建物1棟単位のデータを用いた延焼シミュレーションを実施することで、市街地形状を考慮した精緻な予測を行うものとする。

想定した被害は、市町村を単位として集計する。

- (2) 人的被害
 - 2.1 建物倒壊による被害
 - 2.2 急傾斜地崩壊による被害

- 2.3 火災による被害
- 2.4 ブロック塀の転倒による被害
- 2.5 自動販売機等の転倒による被害
- 2.6 屋内収容物移動・転倒・屋内落下物による被害
- 2.7 揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）

想定した被害は、市町村を単位として集計する。

- (3) ライフライン被害
 - 3.1 上水道
 - 3.2 下水道
 - 3.3 電力
 - 3.4 通信
 - 3.5 都市ガス
 - 3.6 LP ガス

ライフラインの被害については、断層ずれによる給水管・排水管の破断、停電の影響、揺れの影響、積雪の影響等を考慮して予測する。

上水道については、施設被害数、上水道排水管・給水管の被害箇所数、水道水の供給支障（断水）、復旧日数、応急給水量を求める。

下水道については、施設被害数、下水道排水管の被害箇所数、下水道の管路施設被害等による機能支障人口、復旧日数を求める。

電力については、揺れ、建物倒壊による巻き込まれ、液状化、火災による架空配電線支持物（電柱）の被害基数、電力の供給支障（停電件数・戸数）、復旧日数を求める。なお、復旧日数は、電柱、電線、変圧器の復旧日数とする。

通信については、揺れ、建物倒壊による巻き込まれ、液状化、火災による電線支持物（電柱）の被害基数及び焼失建物棟数から不通回線数について地震発生後、1日後、1週間後、1か月後毎に市町村単位で求める。携帯電話の停波基地局率は固定電話の不通回線率をもとに携帯電話不通ランク（A～C）分けし、停波基地局率を地震発生後、1日後、1週間後、1か月後毎に市町村単位で求める。

都市ガスについては、施設被害数、ガス埋設管被害箇所数、ガスの供給支障、復旧日数を求める。

LP ガスについては、ガスの供給支障、復旧日数を求める。

- (4) 交通施設被害
 - 4.1 道路（高速道路、一般道路）
 - 4.2 鉄道
 - 4.3 港湾・漁港施設
 - 4.4 空港

道路については、緊急輸送道路上にある橋長 15m 以上の橋梁の被害数及び盛

土・切土斜面、トンネル区間などの被害を対象として、導通率（閉塞率）を求める。

鉄道については、震度6強以上となるメッシュ内の鉄道延長による被害を求める。

港湾及び漁港施設については、地震動・液状化による影響度から被害施設数を求める。

空港については、重要建築物及び滑走路について地震動・液状化による影響度から被害空港数を求める。

- (5) 生活への影響
- 5.1 避難者
 - 5.2 災害時要支援者
 - 5.3 帰宅困難者
 - 5.4 物資
 - 5.5 医療機能
 - 5.6 保健衛生、防疫、遺体処理等
 - 5.7 介護・福祉機能
 - 5.8 住宅機能

避難者については、住宅の全壊数、半壊数及び全焼数から住居を失う人数を想定するとともに、エレベーター停止による6階以上の住居者及び断水や停電等のインフラ被害により住宅が健全であっても避難して来る被災者数等も想定する。避難者数は、避難所生活1日後、1週間後、1か月後毎に求めるとともに、避難所以外への避難者として疎開者も求める。

災害時要支援者については、上記の避難者のうち、要配慮者の割合を求める。

帰宅困難者については、鉄道などの公共交通機関が普通になるなどにより自宅に戻ってこられない者を想定する。自宅のある市町村と外出先の市町村の距離から帰宅困難者率を決定し、外出先と居住地の震度をもとに場合分けを行い、帰宅困難者率を修正して帰宅困難者数を算出する。

物資については、主要備蓄食料（乾パン、アルファ米、飲料水など）及び生活必需品（毛布など）についての必要量を算出する。

医療機能については、想定入院者数から病床数の必要量及び被災した医療機関からの転院患者数、医療対応不足数などを求める。

保健衛生、防疫、遺体処理等については、避難所における保健衛生の確保、被災地域における防疫対策や遺体処理について、過去の災害事象を参考にとりまとめる。また、仮設トイレ・簡易トイレ・携帯トイレの必要量を算出する。

介護・福祉機能については、想定入所者数から必要人員数及び被災した介護・福祉施設からの転所者数、介護対応不足数などを求める。

住宅機能については、発災1か月後避難所避難者を対象とし、応急仮設住宅の需要数を求める。

(6) 災害廃棄物等 6.1 災害廃棄物等

建物の全壊・焼失による災害廃棄物の発生量を求める。また、廃棄物処理が進まない状況を考慮し、必要な仮置面積を求める。

(7) その他の被害 7.1 エレベーターの停止 7.2 文化財 7.3 孤立集落 7.4 河川、堰堤、ため池等の決壊 7.5 海岸施設被害（農地海岸、建設海岸） 7.6 観光

エレベーターの停止については、エレベーター停止台数及び停止率を「安全操作作動に伴う停止」、「揺れによる故障などに伴う停止」、「地域の停電に伴う停止」の3つの被害率を踏まえて求める。

文化財については、震度5強以上の揺れを被る文化財保護法で規定する文化財（有形文化財、有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、重要伝統的建物物群保存地区など）を算出する。

孤立集落については、地震による孤立集落数を算出し、市町村単位として集計する。

河川、堰堤、ため池等の決壊については、貯水量1,000m³以上かつ人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れのあるため池を対象とする。堤体及び基礎地盤の耐震性と地震の揺れ・液状化から、ため池毎の危険度を評価し被害箇所数及び被害を予測する。

海岸施設被害については、地震動・液状化による影響度から被害施設数を求める。

観光については、地震による観光客の被災者数および避難者数、必要な避難場所・施設を想定するとともに、県外からの観光客の県外への輸送など、地震に伴う影響についても検討すること。また宿泊施設・観光施設のキャンセル率について、期間毎の推移（1週間、2週間、1か月、3か月、6か月、1年）についても求めるものとする。

(8) 被害額 8.1 直接経済被害（物的被害額） 8.2 半間接経済被害（生産性の減少、観光客の減少など） 8.3 間接経済被害（半間接経済被害額以外の被害）

直接経済被害については、建物被害、ライフライン被害及び交通被害などの施設及び資産被害に対する復旧費用の総額を算出する。

半間接経済被害については、農林水産業の生産額の減少、商業の対象として、製造業及び貿易の被害額及び観光客の減少に伴う被害額を算出する。

間接経済被害については、半間接経済被害以外の被害として、個別に評価することが難しいものについての被害額を、直接経済被害及び半間接経済被害の合計額に対する割合計算などで算出する。例えば、道路の通行障害や鉄道の不便により発生する物流被害や迂回コスト、労働生産性効率の低下などの経済的損失について考慮するものとする。

5 災害・対策活動シナリオ作成

被害予測結果、地震危険度調査結果を踏まえて地震発生後の県内の様相を被害の発生、対応・対策の実施、復旧過程といった視点から時系列で分かり易く表現した災害シナリオを作成する。

なお、作成にあたり、下記の観点を踏まえること。

- (1) 富山県の地域特性（年齢構成、生活様式、気象状況、観光動向など）を考慮した災害シナリオとする。
- (2) 集中豪雨、豪雪時などにおける地震発生といった、本県において想定される複合災害（同時・時間差発生）を含むこと。
- (3) 富山県の災害予防対策及び災害応急対策における最悪のケースとして、被害を定量的に評価できない項目についても、定性的内容により含むこと。
- (4) 想定被害に基づき、富山県及び県内市町村が災害予防対策及び災害応急対策を進めていく上で、参考となるものを含むこと。具体的には、時系列毎に、想定被害状況、想定される避難者行動、国、県、市町村の活動などを明記し、避難者数や必要な物資量なども可能な限り定量で記載する。
- (5) 防災教育などでの活用を考慮し、専門用語は避け、写真やイラストを使用するなど、県民にとって分かり易い内容となるよう資料の構成や見易さを工夫すること。
- (6) 災害シナリオの作成にあたっては、WGの意見を考慮すること。

6 減災推計

算出した被害想定の結果に対し、今後本県における地震防災対策を推進した場合の被害の軽減効果を推計する。なお、軽減効果の推計項目は甲乙協議の上決定する。

7 地震防災対策への課題の提言

被害想定予測結果及び災害シナリオに基づき、本県の災害危険の特性を総合的に評価（総合危険度）した上で、防災上、計画上の問題点及び課題を整理し、地震防災対策の提言についてまとめる。

提言には、本県が推進する各種施策に伴う減災効果について、被害予測成果を踏まえた一定の試算を行い、その結果のとりまとめを含めるものとする。

8 報告書の作成

本調査の結果をとりまとめて報告書及び電子データを作成する。

なお、本調査で作成する基本データや被害想定結果の GIS データは、ファイルフォーマットが全て公開されている形式で整理する。

9 状況報告

本調査の結果について、提出可能なものから随時提出するものとする。

また、令和7年度中の甲の指定する期日までに、それまでの調査結果をとりまとめて中間報告として提出するものとする。

10 協議・打合せ及び部会

(1) 協議・打合せ

乙は必要に応じ、甲及びWG委員との協議・打合せを行い、その議事録を作成し、協議・打合せ参加者の確認を得るものとする。

また、連絡事項についても同様に乙が記録し、確認を得るものとする。

※協議・打合せの実施回数に制限は設けない。

(2) 部会

乙は、部会の運営を補助するものとする。

また、乙は、部会の会議資料作成に協力するとともに、部会に出席し検討内容を委員へ説明する等、県の補助を行うものとする。

なお、委員への旅費、報酬及び会場費等の支払いについては、甲が負担する。

※部会の開催回数は業務期間中に3回程度とする。

11 富山県地域防災計画「地震・津波災害編」改正案の策定

本業務を踏まえ、富山県地域防災計画「地震・津波災害編」を改正するための素案を作成するものとする。

第3章 成果品

1 成果品の数量及び形式

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| (1) 調査報告書 | 20部 |
| (2) 調査報告書（概要版）の電子データ | |
| (3) 地域防災計画「地震・津波災害編」改正案
（新旧対照表含む） | 一式 |
| (4) 上記の電子データ（Word、PDF形式） | 一式 |
| (5) GISデータ | 一式 |
| (6) 報告書作成に要した各種基礎データ | 一式 |

2 成果品の納入場所

乙が甲に提出する本業務の成果品の納入場所は、富山県危機管理局防災・危機管理課とする。

3 成果品の帰属

本業務の成果品は、すべて甲に帰属するものとし、乙は、甲の許可なく公表、貸与、使用してはならない。